老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十一月二十八日とする。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百六号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

第一条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二及び第三十七条中「第九条第一項」を「第四条の二第二項」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第四条第一号中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第四十八項中「同法第五条の十八」に改め、同項第二号ロ中「第五条の八」を「第五条の十八」に、「第五条の四第二号」を「第五条の十四第二号」に改める。

附　則

この政令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月二十八日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七号

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年九月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八号

航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の一部の施行に伴い、並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第五条の二第二項、第四項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条において準用する場合を含む。）並びに第四十二条、同法附則第八条において準用する同法第五条の二第一項並びに空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（空港法施行令の一部改正）

第一条　空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六条第一項」を「第五条の二第一項」に改める。

第四条の見出し中「の定義」を削り、同条中「第九条第一項」を「第五条の二第二項」に、「災害復旧工事」を「工事」に改め、同条第四号及び第五号中「基因して」を「よつて」に改め、同条第六号中「法第六条第一項若しくは第八条第一項に規定する工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　国土交通大臣の設置し、及び管理する法第四条第一項第六号に掲げる空港における法第六条第一項の工事

ロ　地方公共団体の設置し、及び管理する地方管理空港における法第八条第一項の工事又は同条第四項の規定による国の補助に係る工事

ハ　国土交通大臣が法第五条の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて施行する特定工事

第四条の次に次の一条を加える。

（特定工事等の代行に係る公示）

第四条の二　法第五条の二第四項の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を官報に掲載してするものとする。

一　法第五条の二第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき　当該特定工事の代行に係る地方管理空港の名称及び区域、当該特定工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

二　法第五条の二第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき　当該特定災害復旧工事の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定災害復旧工事に係る施設並びに当該代行の開始の日

三　法第五条の二第三項の規定により特定業務を行おうとするとき　当該特定業務の代行に係る特定空港の名称及び区域、当該特定業務に係る施設並びに当該代行の開始の日